

## プレミアム商品券 Q&amp;A

Q：プレミアム商品券取扱店に申し込みすれば、子育て支援課の応援事業、長寿課の高齢者支援事業に登録できるということでしょうか。

A：プレミアム商品券事業と子育て支援課の事業、長寿課の事業、すべて共通の商品券を利用します。プレミアム商品券事業の取扱店登録により、すべての事業分の商品券を取り扱うことができます。

Q：取扱店説明会の日程は決まっていますか？

A：未定です。申し込みのあった事業所のうち、取扱店として対象となる事業所に対して、ご連絡させていただきます。

Q：風営法第2条に規定する営業を行っている事業所と契約がある場合、商品券・食事券の取扱店の資格要件を満たさないか。

A：事業所が直接、風営法第2条に規定する営業を行っていない場合は、資格要件は満たします。

Q：旅館を営んでいるが、宿泊やお土産屋での商品券の使用はできるか。

A：使用できます。蒲郡市プレミアム付商品券取扱店募集要項の2（7）の使用対象外商品に記載の商品、販売以外については使用が出来ます。

Q：振込の際の手数料はかかるのか。

A：取扱店からは徴収しません。

Q：取扱店に登録した場合、プレミアム商品券ののぼり等はもらえるのか。

A：のぼりとステッカーは基本的には配布する予定です。8月に実施する取扱店向けの説明会にて詳細はご連絡いたします。

Q：取扱店舗申込書の電話番号記入欄は店舗の番号の方が良いのか、事務所の番号の方がいいのどちらか。

A：取扱店一覧のパンフレットには掲載しないので、事務所の電話番号を記載してください。